



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第592号 令和5年5月26日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
242	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
243	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
244	同	同
245	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
246	特定第2号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
247	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
248	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	運輸政策課
249	同	運輸政策課 港にぎわい振興室

【公告】

番号	表題	担当課名
	地方独立行政法人徳島県鳴門病院が実施する一般競争入札公告	医療政策課

【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
10	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
7	放置違反金等の徴収及び還付に関する規則の一部を改正する規則	

【警察本部告示】

番 号	表 題	担当課名
4	違法駐車中の車両の移動等に係る負担金等の徴収に関する規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第二百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社姫野組・株式会社島谷建設道路改築工事共同企業体

住 所 徳島市上八万町西山六八番地

代表者 株式会社姫野組 代表取締役社長 松本哲

2 工場又は事業場

名 称 株式会社姫野組・株式会社島谷建設道路改築工事共同企業体（一ノ瀬トンネル）

所在地 名東郡佐那河内村下字一ノ瀬

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号に規定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年五月二十六日から

令和五年六月十六日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び佐那河内村産業環境課

徳島県告示第二百四十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
令和五年度徳島県公用車 三十八台（リース）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和五年三月二十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
阿波銀リース株式会社
徳島市沖浜東三丁目四六
- 五 落札金額
七千三百十四万三千八百四十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年三月八日

徳島県告示第二百四十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル複写機（万代庁舎）ほか 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和五年四月二十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社トクジム
徳島市三軒屋町東八 番地三
- 五 落札金額
○・七三七円（コピーセンター複写機の白黒複写片面一枚当たりの単価）
五・〇六円（コピーセンター複写機のカラー複写片面一枚当たりの単価）
○・七三七円（複写室複写機の白黒複写片面一枚当たりの単価）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年四月十四日

徳島県告示第二百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類		
合同会社ミノリアワーズ	阿南市富岡町今福寺一二番地三	就労継続支援事業所B型つむぎ	阿南市富岡町西石塚三九番の一	就労継続支援B型		令和五年二月一日
株式会社Westone	徳島市川内町榎瀬六六九番地四	グループホームコロンプス	徳島市中前川町三丁目一五二	共同生活援助		同 三月一日
高橋建設株式会社	同 北島田町三丁目三〇番地	グループホームみらく	同 北島田町二丁目三〇番八	同		同 四月一日
株式会社CAN DO IT	同 津田西町一丁目四番一四号	就労継続支援B型きやんどういつと	同 津田西町一丁目四番一四号	就労継続支援B型		同
合同会社愛福	板野郡板野町西中富字菅生三六〇番地九	愛福障がい者グループホーム	板野郡藍住町勝瑞字東勝地三一四番地九	共同生活援助		同
社会福祉法人柏涛会	海部郡美波町北河内字本村三四四番地一	グループホームはなさか	阿南市新野町是国一一〇二	同 短期入所		同



徳島県告示第二百四十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期間第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
和田島第一加入区	和田島漁業協同組合の地区のうち和田島町字遠見及び字洲端の区域	船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
和田島第二加入区	和田島漁業協同組合の地区のうち和田島町字西浜手、字西林、字浜塚、字浜田、字松田新田及び字平見の区域	船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
和田島第三加入区	和田島漁業協同組合の地区のうち和田島第一加入区及び和田島第二加入区の区域を除く区域	船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）

徳島県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

地域の名称	開発区域又は工区に含まれる		開発許可を受けた者
	住 所	氏 名	
鳴門市瀬戸町明神字丸山一、二番五、一三番、一六番、一九番四から一九番六まで、一九番一、一九番二、二六番から三〇番まで、三〇番一、三一番一、三二番一、三三番四、三三番五、三七番三、三九番一、四一番、四二番一、四二番二、四二番六、四二番七、四三番、五〇番二及び五三番並びに二番九、二番一〇、二番一、四番一、五番一、一七番、一八番一、一八番二、一九番一、二二番から二三番まで、二五番、四九番から五二番まで、五四番、五五番及び五六番一の各一部並びに一九番一、二二番、二七番、二八番、三〇番、三〇番一、三一番一、三一番四及び三三番一の各地先市有地	鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一	富田製菓株式会社	
小松島市芝生町字網千九五番一、九六番一、九七番、九八番一、九九番一、一〇九番一及び一一〇番一	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品	
名西郡石井町藍畑字高畑一三三三番一の一部	吉野川市鴨島町上下島三〇一番地一	合同会社アース企画	
板野郡北島町高房字東中道三三番一、三三番二及び三五番一	板野郡北島町鯛浜字西ノ須六四番地一	株式会社賃貸住宅保証	

徳島県告示第二百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

委託した事務	委託した私人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号） 第八条に規定する使用料（徳島小松島港和田島緑地に係るもの に限る。）の徴収の事務	小松島市
徳島県港湾施設管理条例第八条に規定する使用料（橘港中浦緑 地及び小勝緑地に係るものに限る。）の徴収の事務	阿南市

徳島県告示第二百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

委託した事務	委託した私人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）第八条に規定する使用料（沖洲マリンターミナル駐車場に係るものに限る。）の徴収の事務	アマノマネジメントサービス株式会社 本四海峡バス株式会社

公 告

地方独立行政法人徳島県鳴門病院から依頼があつたので、次のとおり公告する。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

「胃・胸部検診車一式」について次のとおり一般競争入札に付するので、地方独立行政法人徳島県鳴門病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程により、公告する。

令和五年五月二十六日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長 森 裕 二

一 入札に付する事項

- 1 購入物品の件名及び数量
胃・胸部検診車一式
- 2 購入物品の特質等
仕様書等による。
- 3 納入期限
令和六年十一月十日（金曜日）
- 4 購入物品の納入場所
地方独立行政法人徳島県鳴門病院

二 入札に参加する者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

(一) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者又は地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（契約関係）（以下「会計規程実施規程」という。）第七条第二項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。

(二) 会計規程実施規程第八条の規定に該当しない者であること。

(三) 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）等を法人の指定する様式により、五の２に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書等に関する事項

1 交付場所

郵便番号 七七二 八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 管財課

- 電話番号 〇八八 六八三 〇〇一一
ファクシミリ番号 〇八八 六八三 一八六一
電子メールアドレス kanzai-1@naruto-hsp.jp
- 2 交付期間

令和五年五月二十六日（金曜日）から同年七月四日（火曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時まで

四 問合せ等について

- 1 問合せ先

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 管財課
電話番号 〇八八 六八三 〇〇一一
ファクシミリ番号 〇八八 六八三 一八六一
電子メールアドレス kanzai-1@naruto-hsp.jp

- 2 問合せの方法及び受付期間

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

なお、期間については令和五年五月二十六日（金曜日）から同年六月二十一日（水曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

五 応札仕様書等について

- 1 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を法人の指定する様式により作成し、期限までに、様式に記入した規格の根拠となる書類等（パンフレット等）とともに、提出しなければならない。

応札仕様書等の内容を審査した結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、法人から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、徳島県の入札参加資格者名簿に記載されていることを証明する書類を提出しなければならない。

- 2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

- (一) 提出期限

令和五年七月四日（火曜日）午後四時

- (二) 提出場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 管財課

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

六 入札手続等について

- 1 入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和五年七月十三日（木曜日）午前十時

(二) 場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 三階 大会議室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期限、宛先及び郵送方法

(一) 提出期限

令和五年七月十二日（水曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七二 八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 管財課

(三) 郵送方法

二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封した上で、当該中封筒の表面には直接持参する場合と同様に入札者名を明記し、外封筒の表面には「一式の入札書在中」の旨を朱書きしなければならない。

3 入札の方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に、「一式の入札書在中」の旨の朱書きがないため、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

例

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

ウ 「入札物件」で物品の名称及び数量（数量については、特に指定した場合を

除く。)の記載のないもの又は記載を誤ったもの

工 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

オ 印鑑の使用を誤ったもの

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 委任状を持参しない代理人がした入札

(八) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

7 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五の応札仕様書等の審査によって適切と認められた入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

9 落札の無効

落札者は、原則として落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に法人が指定する契約書により契約を締結しなければ、その者の落札は効力を失うものとする。

10 契約書作成の要否

11 その他

詳細は、入札説明書等による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased

Stomach Chest Health Checkup Car Set

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

July 4, 2023, 4:00p.m

3 Date of Tender

July 13, 2023, 10:00a.m

(By mail, tenders must be submitted by July 12, 2023, 5:00p.m)

4 Contact point for the notice

Tokushima Prefecture Naruto Hospital

32 Kotani, Kurasaki, Mya-cho, Naruto City, Tokushima Prefecture

Phone: 088-683-0011

徳島県病院局管理規程第十号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年五月二十六日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

附 則

- 1 この規程は、令和五年六月一日から施行する。
- 2 改正前の附則第五項及び第六項の規定は、この規程の施行の日前に同項に規定する業務を行った職員については、なおその効力を有する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月二十六日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和五年六月に支給する勤勉手当の成績率に関する特例措置）

3 令和五年六月に支給する勤勉手当に関する第二十八条第一項第三号の規定の適用については、同号中「百分の九十七」とあるのは「百分の百」とし、「百分の百十七」とあるのは「百分の百二十」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月二十六日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六（二四）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

（県立の中学校等に勤務する普通職員等に係る令和五年六月に支給する勤勉手当の成績率に関する特例措置）

3 行政職給料表及び医療職給料表の適用を受ける学校職員のうち、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する普通職員及び学校栄養職員に対する第二十七条第一項第三号の規定の適用については、令和五年六月に支給する勤勉手当に關しては、同号中「百分の九十七」とあるのは、「百分の百」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県公安委員会規則第7号

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月26日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則（平成18年徳島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「金融機関」を「とおり」に改める。

別記様式第7号中「記載の金融機関」を「記載のとおり」に、「により上記場所の金融機関の窓口で」を「の裏面に記載している方法により」に改める。

別記様式第8号中「金融機関」を「とおり」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県警察本部告示第4号

違法駐車中の車両の移動等に係る負担金等の徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月26日

徳島県警察本部長 松 林 高 樹

違法駐車中の車両の移動等に係る負担金等の徴収に関する規程の一部を改正する規程

違法駐車中の車両の移動等に係る負担金等の徴収に関する規程（平成21年徳島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「記載の金融機関」を「記載のとおり」に、「により上記場所の金融機関の窓口で」を「の裏面に記載している方法により」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。